令和８年度長崎県外国人介護人材マッチング事業所募集要項

【制度移行に関する留意事項】

外国人技能実習制度については、令和９年４月から育成就労制度へ移行することとされています。本事業でマッチングした学生等については、原則として在留資格「育成就労」又は「特定技能１号」により受け入れることを想定しており、受入事業所は制度に応じた体制整備が必要となります。

１．対象事業所

以下の５つの要件全てに該当する事業所が応募可能です。

①介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所

②育成就労、特定技能を受け入れ可能な事業所

・「介護分野における特定技能・育成就労協議会」への加入が可能であること

③各大学からの以下の受入条件を満たす法人

・労働関係法令を遵守した雇用であること（労働基準法、最低賃金法等）

・居住費を事業者が負担すること（ただし、食費・光熱水費等は就労者が負担）

④監理支援機関（またはその許可取得を予定している監理団体）（育成就労）または登録支援機関（特定技能）と契約している法人

・応募時点で監理支援機関（またはその許可取得を予定している監理団体）や登録支援機関と契約を締結していない事業者は、受入れ開始までに契約締結を完了すること

⑤募集期限までに、適正な応募書類を提出する法人

２．参加予定の学生等

〇本県と友好関係にあるベトナムの大学（ダナンフォンドン短期大学）から、５名程度の学生が参加する予定です。

☆３年制の大学で、看護学科の学生が参加

☆ベトナムの病院での看護実習を６ヶ月以上経験

☆日本語はN4（基本的な日本語が理解できる）レベル

☆マッチング成立後から入国までの間、介護の専門用語等の日本語を継続して学ぶ予定

〇来日する際の在留資格は「育成就労」と「特定技能１号」※介護技能評価試験合格済を予定しています。

☆育成就労：基本的な在留期間は３年ですが、要件を満たせば、特定技能（追加で５年間）への移行が可能

☆特定技能：在留期間通算５年

〇3年生と卒業生が参加する予定です。

☆3年生：大学卒業後（4月以降予定）に、来日し、就労開始予定

４．募集事業所数

○５事業所程度

５．応募書類

①育成就労等受入に係る意向調査票

②事業所 PR シート

★学生等は、事業所 PR シートを基に、「９」の面談会において、面談を希望する事業所を決定するので、積極的に PR してください。

６．募集期限

○令和８年 11 月 30 日（月）※延長する場合があります。

７．応募方法

○「５」の資料を kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp へメールで提出してください。

○提出窓口：長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班（担当：内島）

Tel 095-895-2440

８．参加事業所の決定

○「１」の対象事業所に合致していると判断できる場合は、提出いただいた PR シートを学生に提供します。

○応募後の辞退は原則としてできませんので、事業所内で十分に検討したうえで、ご応募ください。

９．オンラインマッチング面談会の予定

○実施スケジュール（予定は前後する可能性があります。12 月 or1 月に実施予定。）

①12/7（月）～：事業所と面談会の日程調整

②12/21（月）～25（金）予定オンライン合同面談会の開催

③開催後２週間後頃：学生と事業所のマッチング決定

④開催後７カ月頃：来日し、入国後講習等

⑤開催後８カ月頃：事業所での就労開始

○留意点等

・学生が、PR シートを基に、面談したい事業所を決定します。

・学生が面談を希望する事業所とのみ実施します。

・面談会の開催や事業所の皆様との調整は、県が委託する専門業者が行います。

10．マッチングの成立

○学生等と事業所の双方が希望することで、マッチングが成立し、面談会の２週間後を目途に、結果をご連絡します。

○マッチングが成立した後、事業所が契約する監理支援機関及び登録支援機関とベトナム側の送出機関との間で契約及び所定の手続きを行い、学生等が育成就労外国人または特定技能外国人として入国します。

・ベトナム側の送出機関等への入国前の日本語教育費用等の経費が必要となります。
※実際に必要な経費は監理支援機関・登録支援機関によって異なりますので、詳細については各団体にご確認ください。

※入国前の日本語教育費用については、事業所での受入後ではなく、マッチング成立後に支払いを求められる場合があります。

〇マッチング後７～８か月後に就労を開始することが一般的ですが、育成就労計画の承認やビザの発行手続き等のため、開始が遅れることがあります。

Ⅱ．参考等

(Ⅰ)過去のマッチングに参加した学生等に、事業所を希望した決め手を以下のとおり確認していますので、「５」の事業所 PR シートの作成の参考としてください。

・給与や福利厚生が充実
・職場や住居がきれい
・事業所にベトナムの先輩がいる
・PR シートで事業所の雰囲気や魅力が伝わった

※給与などの条件面はもちろん重視されますが、面談会に参加した職員や職場の雰囲気も同様に重視されています。